

# 生前対策診断

## アドバイス

### 相続対策は毎年の見直しを心がけましょう。

税法は、毎年改正があります。

最近の大きな改正は、「相続税の基礎控除額の引き下げ」です。

平成26年12月31日まで 「5,000万円+1,000万円×相続人の数」  
平成27年以降 「3,000万円+ 600万円×相続人の数」

この改正によって、相続税申告の対象となる方が増えました。

つまり、平成27年以前に相続対策をされていた方は、  
現在の税法では、対策が不十分の場合があります。

他にも、贈与の仕組みの見直しが検討されていたり、  
最新の情報を把握したうえで、対策を行っていくことはとても大切です。

対策は行ったけれども、今後もこのままで大丈夫?と

少しでもご不安がある場合は、

是非、将来へ安心が持てるよう、専門家へご相談ください。

相続専門税理士 佐藤智春

Date . . .



日本みらい相続サポートセンター  
仙台相続  
サポートセンター  
sendai souzoku support center



0120-957-339

受付時間:10~18時  
土曜・日曜・祝日も対応

宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1 仙台第一生命タワービル16階



ご相談は  
お電話またはQRより  
ご予約ください